

ご案内

平成 22 年 8 月 1 日より普通預金規定の一部を下記のとおり改正させていただきます。

【普通預金規定】

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><b>11. (反社会的勢力との取引拒絶) (新設)</b></p> <p>この預金口座は、第 12 条第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>12. (解約等) (第 3 項新設 第 5 項見直し)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団員準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p> <p>(5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><b>13. (通知等)</b></p> <p>以下、各条線下げ</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>11. (解約等)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反則する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p> <p>(4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><b>12. (通知等)</b></p> <p>(以下略)</p>

ご案内

平成22年8月1日より当座勘定規定の一部を下記のとおり改正させていただきます。

**【当座勘定規定】**

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><b>第23条(反社会的勢力との取引拒絶)(新設)</b></p> <p>この当座勘定は、第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>第24条(解約)(第2項新設)</b></p> <p>(同右)</p> <p>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団員準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(同右)</p> <p>(同右)</p> <p><b>第25条(取引終了後の処理)</b></p> <p>以下、条項繰り下げ</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第23条(解約)</b></p> <p>この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。</p> <p><b>第24条(取引終了後の処理)</b></p> <p>(以下略)</p>

ご案内

平成 22 年 8 月 1 日より総合口座規定の一部を下記のとおり改正させていただきます。

【総合口座規定】

改正後	現行
<p><b>(略)</b></p> <p><b>18. (即時支払) (第1項 第5号新設)</b></p> <p>(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき</li> <li>② 相続の開始があったとき</li> <li>③ 第 13 条第 1 項第 2 号により極度額をこえたまま 6 カ月を経過したとき</li> <li>④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき</li> <li>⑤ 第 20 条により預金口座が解約されたとき</li> </ol> <p>(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしたい、それらを支払ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき</li> <li>② その他債券の保全を必要とする相当の事由が生じたとき</li> </ol> <p><b>19. (反社会的勢力との取引拒絶) (新設)</b></p> <p>この預金口座は、第 20 条第 4 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 20 条第 4 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>20. (解約等) (第 2 項見直し 第 3 項見直し 第 4 項新設 第 6 項見直し)</b></p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 第 18 条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止したまま貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</li> <li>② この預金の預金者が第 22 条第 1 項に違反した場合</li> <li>③ この預金が法令や公序良俗に反則する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> </ol> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</li> <li>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 暴力団</li> <li>B. 暴力団員</li> <li>C. 暴力団員準構成員</li> <li>D. 暴力団関係企業</li> <li>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</li> <li>F. その他前各号に準ずる者</li> </ol> </li> <li>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 暴力的な要求行為</li> <li>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</li> <li>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</li> <li>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</li> <li>E. その他前各号に準ずる行為</li> </ol> </li> </ol> <p>(5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(6) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><b>21. (差引計算等)</b></p> <p>以下、各条線下げ (以下略)</p>	<p><b>(略)</b></p> <p><b>18. (即時支払)</b></p> <p>(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき</li> <li>② 相続の開始があったとき</li> <li>③ 第 13 条第 1 項第 2 号により極度額をこえたまま 6 カ月を経過したとき</li> <li>④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき</li> </ol> <p>(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしたい、それらを支払ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき</li> <li>② その他債券の保全を必要とする相当の事由が生じたとき</li> </ol> <p><b>19. (解約等)</b></p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行ほか当行国内本支店のいずれかの店舗に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。</p> <p>(2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止したまま貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</li> <li>② この預金の預金者が第 21 条第 1 項に違反した場合</li> <li>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> </ol> <p>(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><b>20. (差引計算等)</b></p> <p>(以下略)</p>

ご案内

平成 22 年 8 月 1 日より納税準備預金規定の一部を下記のとおり改正させていただきます。

【納税準備預金規定】

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><b>5. (利息) (第2項追加)</b></p> <p>(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、および第 12 条第2項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭掲示の預金利率表記載の普通預金利率によって計算します。</p> <p>(中略)</p> <p><b>11. (反社会的勢力との取引拒絶) (新設)</b></p> <p>この預金口座は、第 12 条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>12. (解約等) (第2項新設 第3項新設)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ当店に申出てください。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団員準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および印鑑を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(略)</p> <p><b>5. (利息)</b></p> <p>(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭掲示の預金利率表記載の普通預金利率によって計算します。</p> <p>(中略)</p> <p><b>11. (解約等)</b></p> <p>この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ当店に申出てください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

ご案内

平成 22 年 8 月 1 日より貯蓄預金規定の一部を下記のとおり改正させていただきます。

【貯蓄預金規定】

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><b>12. (反社会的勢力との取引拒絶) (新設)</b></p> <p>この預金口座は、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>13. (解約等) (第 3 項新設 第 5 項見直し)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団員準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) (同右)</p> <p>(5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><b>14. (通知等)</b></p> <p>以下、各条線下げ</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>12. (解約等)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p> <p>(4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><b>13. (通知等)</b></p> <p>(以下略)</p>

ご案内

平成22年8月1日より貸金庫規定の一部を下記のとおり改正させていただきます。

【貸金庫規定】

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><b>10. (反社会的勢力との取引拒絶) (新設)</b></p> <p>この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><b>11. (解約等) (第3項新設 第5項見直し)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団員準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に関し第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (同右)</p> <p><b>12. (貸金庫の修繕、移転等)</b></p> <p>以下、各条繰り下げ</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>10. (解約等)</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に関し第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4) 第1項または第2項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありたい支払ってください。</p> <p><b>11. (貸金庫の修繕、移転等)</b></p> <p>(以下略)</p>

ご案内

平成22年8月1日より貸金庫規定(MY BOX)の一部を下記のとおり改正させていただきます。

【貸金庫(MY BOX)規定】

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><b>11. (反社会的勢力との取引拒絶) (新設)</b></p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><b>12. (解約等) (第3項新設 第5項見直し)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団員準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いをを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (同右)</p> <p><b>13. (貸金庫の修繕、移転等)</b></p> <p>以下、各条繰り下げ</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>11. (解約等)</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4) 第1項または第2項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いをを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありたい支払ってください。</p> <p><b>12. (貸金庫の修繕、移転等)</b></p> <p>(以下略)</p>